

非上場株式等についての相続税 及び贈与税の納税猶予及び免除 の特例の改正について

小林 由拓 (こばやし ゆきひろ)

小林由拓税理士事務所
税理士



平成25年度税制改正により、租税特別措置法等の一部が改正され、非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例（以下「事業承継税制」といいます。）の適用要件の緩和や手続の簡素化などが行われました。これらの改正事項は、原則として、平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する非上場株式等に係る相続税又は贈与税について適用されます。今月号では事業承継税制の改正点についてご説明させていただきます。

〔質問〕

事業承継税制の改正点とはどのようなものですか。

〔回答〕

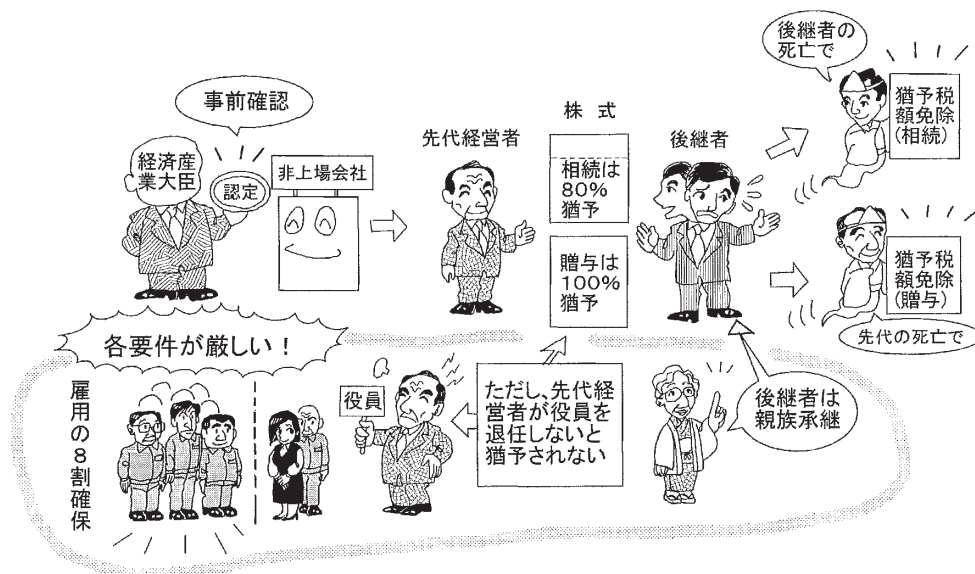
1. 事業承継税制の概要

まず事業承継税制の概要について説明させていただきます。相続税では、後継者である相続人等が、相続等により経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得しその会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等（一定の部分に限ります）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、後継者の死亡等

により、納税が猶予されている相続税の納付が免除されます。

贈与税では、後継者である受贈者が、贈与により経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を贈与者（先代経営者）から全部又は一定以上取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうちその株式等（一定の部分に限ります。）に対応する贈与税の全額の納税が猶予され、先代経営者の死亡等により納税が猶予されている贈与税の納付が免除されます。

事業承継税制の創設当初は、中小企業における事業承継を税制面から支援する政策として期待されていました。しかし、制度の利用に際しては、



「雇用の8割確保」「先代経営者の役員退任（贈与税の納税猶予の場合）」「後継者の親族間承継」などの各要件が厳しく定められていたことに加え、手続きが複雑であったこともあり、適用の前提となる「経済産業大臣による事前確認」を受けた企業は少数にとどまっていました。このため各方面から制度の見直しが要請され、東日本大震災の罹災者に対する適用要件の一部緩和を経て、平成25年度税制改正において制度の抜本的な見直しが図られました。

2. 相続税の納税猶予の改正点

① 「事前確認制度」の廃止

贈与税における「事前確認制度の廃止」と同様の改正が行われ、平成25年4月1日以後は経済産業大臣による事前確認を受ける手続きが不要となりました。ただし、相続税の納税猶予制度を利用するためには、原則として、相続発生日の翌日から8カ月以内に（認定申請期限）、経済産業大臣に所定の申請書および添付書類を提出して認定申請を行う必要があります。この改正により、認定

申請期限が平成25年4月1日以降となる場合、事前確認を受けていなかったことで相続税の納税猶予制度の利用をあきらめていたケースでも、制度の適用が可能となりました。

② 「親族外承継」の対象化

贈与税における「親族外承継の対象化」と同様の改正が行われました。この改正は平成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用されます。

③ 「雇用の8割維持要件」の緩和

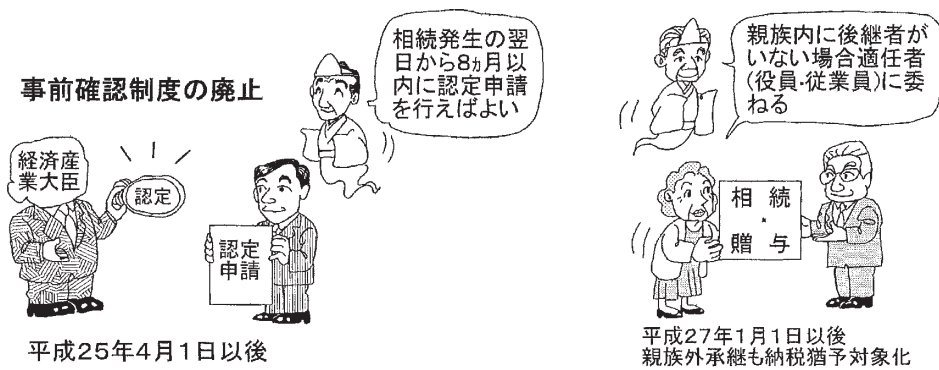
贈与税における「雇用の8割維持要件の緩和」と同様の改正が行われました。この改正は平成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用されます。

④ 「利子税の負担」の軽減

贈与税における「利子税の負担の軽減」と同様の改正が行われました。この改正は平成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用されます。

⑤ 「債務控除方式」の変更

相続税の猶予税額を計算するにあたり、先代経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除できることとなりました。この改正は平



成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用されます。

3. 贈与税の納税猶予の改正点

① 「事前確認制度」の廃止

贈与税の納税猶予制度を利用するためには、事業承継計画について、贈与が行われる前に経済産業大臣による事前確認を受ける必要がありました。今回の改正によって、平成25年4月1日以後はこの手続きが不要となり、当該贈与の日が属する年の翌年1月15日までに、経済産業大臣に所定の申請書および添付書類を提出して認定申請を行うこととなりました。

② 「親族外承継」の対象化

贈与税の納税猶予制度を利用するための要件として、経営を承継する後継者は、先代経営者の親族に限定されています。しかし、近年は後継者を親族内で確保することが困難な状況となっています。親族内に後継者がいない場合は、役員や従業員などの適任者に経営を委ねる「親族外承継」を模索することになりますが、現実問題として、株式取得のための株価算定や資金準備、贈与税の納税などが負担となり、役員や従業員が事業を承継できないケースも目立ってきています。今回の改

正では、「会社の存続」と「雇用の確保」の観点から、親族外承継も贈与税の納税猶予の対象とすることとなりました。この改正は平成27年1月1日以後の贈与について適用されます。

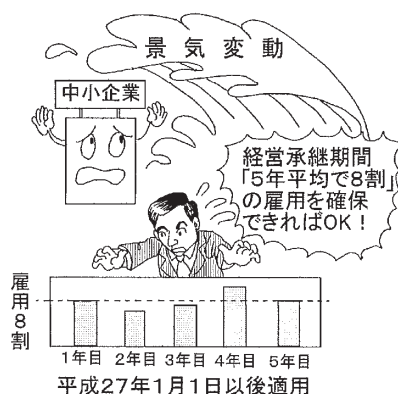
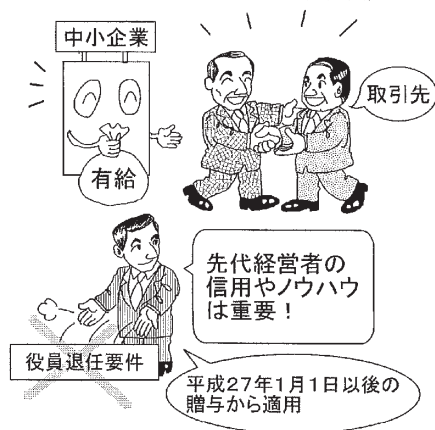
③ 「役員退任要件」の緩和

贈与税の納税猶予制度を利用するためには、先代経営者は非上場株式等の贈与時に役員を退任しなければならないが、会社に残留して給与（経済的な利益供与を含む）を受け取ることは認められていません（役員退任要件）。しかし、中小企業にとっては、先代経営者が有する信用力やノウハウなどを活用したり、引き継いだりすることは、経営の承継上、非常に重要であると考えられます。今回の改正では、「贈与時に会社の代表権を有していないこと」（代表者退任要件）に改められ、役人を退任しなくても贈与税の納税猶予制度の適用を受けられることとなりました。また、報酬などを受け取る有給役員として残留することも認められることとなりました。この改正は平成27年1月1日以後の贈与について適用されます。

④ 「雇用の8割維持要件」の緩和

贈与税の納税猶予制度を利用するためには、制度適用後5年間にわたり毎年、雇用の8割以上を確保し続けることが必要です（雇用の8割維持要

会社の代表権を有していなければ有給役員として残留



件)。しかし、中小企業では、従業員の雇用は景気変動の影響を受けやすく、経営環境によってはこの要件を満たすことが困難なこともあり得ます。また、要件を満たさず、納税猶予が取り消されると、それまで猶予されてきた贈与税額を金銭によって一括納付する義務が生じることから、納税負担によって経営状態が不安定になる事態も想定されます。今回の改正では、雇用している従業員数の判定は単年度ではなく、経営承継期間の「5年平均で8割」を確保できていればよいこととなりました。この改正は平成27年1月1日以後の贈与について適用されます。

⑤ 「利子税の負担」の軽減

贈与税の納税猶予制度の適用要件を満たさず、納税猶予が取り消されることになった場合、猶予税額と合わせて利子税を納付します。その税率が、平成26年1月1日以後の納税猶予期間中は、年0.9%へ引き下げられることとなりました。また、納税猶予期間が5年を超える場合は、経営承継期間である5年間の利子税が免除されることとなりました。この改正は平成27年1月1日以後の贈与について適用されます。

⑥ 「延納・物納制度」の適用

贈与税の納税猶予制度の適用要件を満たさず、納税猶予が取り消されることになった場合の猶予税額の納付については、延納または物納を選択できることとなりました。この改正は平成27年1月1日以後の贈与について適用されます。

⑦ 「株券不発行会社」への適用拡大

一定の要件を満たす場合は、株券の発行をしなくても納税猶予制度の適用が認められることとなりました。この改正は平成27年1月1日以後の贈与について適用されます。

⑧ 「資産管理会社」の要件見直し（適用要件の厳格化）

「除外規定」の適用により特例制度の対象となる一定の資産保有会社と資産運用会社について、常時使用従業員から、経営承継相続人などと生計を一にする親族を除外することとなりました。この改正は平成27年1月1日以後の贈与について適用されます。

高額な株価が事業承継の妨げになっていた企業に朗報です。速やかな事業承継にぜひご活用ください。